平成２２年（フ）第２８１号
埼玉県熊谷市下奈良1129番地
破産者　小林　久夫
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３９３号
新潟市北区松浜７丁目９番地６
破産者　渡辺　郁男
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９９８号
広島市安佐北区白木町大字三田8543番地の５
破産者　川本　基延
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５号
山口県下関市大字吉田2052番地２
破産者　吉田　恵子
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
北海道北広島市稲穂町東３丁目５番地１
破産者　山崎　信彦
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７６号
札幌市豊平区中の島１条９丁目４番18号
カーサ中の島205号
破産者　佐藤　雅昭
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
北海道芦別市上芦別町118番地の142
破産者　武田　迪子
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道芦別市上芦別町118番地の142
破産者　古田みどり
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
北海道滝川市本町４丁目２番９号
破産者　西田　洋一
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
北海道滝川市幸町４丁目６番２号
破産者　五十嵐　誠
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
青森県弘前市大字西城北１丁目１番地３
破産者　齋藤　暁子
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０１号
福島市岡部字倉ノ内61番地の２
破産者　阿部　京子
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
福島県郡山市静町10番24号
破産者　安田　敬紀
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福島県郡山市静町10番24号
破産者　安田　陽美
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字谷地久保50番地４　サンコーポラス泉崎104号、前住所福島県西白河郡泉崎村大字関和久字上野舘210番地３
破産者　田崎　　中
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字谷地久保50番地４　サンコーポラス泉崎104号、前住所福島県西白河郡泉崎村大字関和久字上野舘210番地３
破産者　田崎三千枝
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅１―12号、前住所福島県いわき市小名浜林城字江越14番地の29
破産者　新保　公規
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２９号
福島県いわき市平字梅香町13番地の４
破産者　吉渡　一幸
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第５０９号
埼玉県比企郡小川町東小川３丁目18番地11
破産者　増田　吉治
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部